

2014年2月16日

2013年度グローバル・コンパクト研究センター総括研究会

黎明期の国際人権法

～真に創造的な仕事は十年しか続かない (H.M)～

研究員 江橋 崇

- 1979年 日本、国際人権規約に加盟。
- 1980年 ウィーンで在外研究（法学部、ケルゼン研究所、日本学研究所）。日本政府、加盟に伴う報告書の提出。外務省中級官僚を派遣。規約人権委員会、日本の外国人差別に重大関心、調査（研究協力者：マーチン金子・ウィーン大学日本学研究所研究員）。日本政府報告書に厳しい批判。
この頃から サハリン残留朝鮮人問題への取り組み（原後山治、大沼保昭、五十嵐豊三）。後に 1503 号手続きで通告。
- 1981年 神奈川県久保孝雄参事、後藤仁知事秘書 ヨーロッパ視察、ウィーンで面談。ポーランド戒厳令難民グループと接触。チェコ 78 宣言グループと接触。
- 1982年 ウィーンから帰国後、①自由人権協会で国際人権作業グループを結成して検討開始、後に国連人権委員会に 1503 号手続きで通告。②神奈川県に国際人権法で助言開始→指紋押捺問題研究会（江橋崇、田中宏、新見隆、神長勲）で作業開始。
- 1983年 雑誌『世界』座談会（奥平康弘、杉原泰男）で人権の国際化を指摘。自由人権協会で指紋押捺強制は国際人権条約違反と判断して 1503 号手続きで通告（1984 年に審査）。この頃、国連人権センター専門官、久保田洋と接触開始。神奈川県地方の時代シンポジウムで人権民際外交の重要性を指摘。
- 1984年 指紋押捺拒否者訴訟に協力。国際人権法の国内効力を主張。川崎市内の在日グループ（李仁夏、ペイ重度ら）と接触開始。東大法研の権力側資料を発掘・提供。
- 1985年 神奈川県国際人権問題研究会（会長：緒方貞子、武者小路公秀）専門委員長。川崎市人権政策懇話会会長。国連規約人権委員会傍聴。久保田・戸塚・中道・江橋ジュネーブ会合。社会主義圏の人権問題に着手。この頃、部落解放研究所（友永健三）と接触開始。
- 1986年 国連規約人権委員会オブザーバー参加。関係者（ハンス・トーレン、ダニエル・ミッテランら）と接触。欧米視察（エドワード・ケネディらと接触、ICJ、ヘルシンキ・ウォッチ等と連携協議）。神奈川県国際人権センター構想（不発）。国際人権欧米調査（同行：山崎公士、久保田洋）。
この頃、戸塚、国連人権委審議で日本政府追求し精神衛生法改正の言質を得る。
- 1987年 法政大学法学部に国際人権法の講義を設置、担当は久保田洋（後に今井直）。論文「日本国憲法の効能—国立憲主義を超えて」発表。論文「人権の国際化と国際水

準」発表。法政大学現代法研究所で外国人労働者問題を研究。タイ人労働者救援 NGO の立ち上げ。ヘルシンキ宣言事務局（在オランダ）と接触。アメリカ人権議員連盟事務局と接触、中国人権問題への取り組みを協議。北京・外国語大学に出張。

1988 年 デイビッド・セルビー『**Human Rights** ヒューマン・ライト』翻訳。国際人権法学会結成。北京で民主化要求デモ。人権派を調査し国際人権情報を提供。

1989 年 上海外国語学院に出張。チベット暴動発生、天安門事件暴発で中国混乱。久保田洋死去で帰国。東欧ビロード革命、東欧共産党支配の崩壊。国際人権法学会結成大会。張振海ハイジャック事件で支援。